

〔備考〕

外交関係の回復に関する書簡について

イタリア政府は、在本邦イタリア使節団長から日本国外務大臣にあてた千九百五十一年九月二十七日付の來簡をもつて、日本国とイタリアとの間に存在している戦争状態をサン・フランシスコで署名された日本国との平和条約の最初の効力發生の日に終了し、且つ、

両国間における完全且つ友好的な關係を回復する意図を有する旨通報してきた。これに対し、日本国政府は、日本国外務大臣から在本邦イタリア使節団長にあてた同日付の往簡をもつて、前記の両国間における關係の回復に完全に同意する旨回答した。

(条・五)